

平成 30(2018)年度栃木県食品衛生監視指導計画実施結果の概要

令和元(2019)年6月
栃木県保健福祉部生活衛生課

食品衛生法及びとちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画に基づく「平成 30(2018)年度栃木県食品衛生監視指導計画」の実施結果の概要をお知らせします。

監視指導の実施

■ 営業施設への立入検査

食品関係営業施設に対し、13,812 件の立入検査を行い、必要に応じて指導・助言を実施しました。この立入検査により発見された違反は 62 件で、これらに対する改善指導を実施しました。

➤ 重点監視指導事項

感染力の強いノロウイルスによる食中毒の予防対策として、食品等事業者に対して食品等の衛生的な取扱い等について重点的に指導を行ったほか、「栃木県ノロウイルス食中毒予防推進期間」を定め、ノロウイルス食中毒の多発が予想された時点で「特別警戒情報」の発信を行い、啓発活動に取り組みました。

また、HACCP(ハサップ)による衛生管理は、令和2年度から国において制度化されるため、食品等事業者を対象とした HACCP サポートセミナー(参加型講習会)等を開催し、積極的な啓発・助言を行いました。

■ 食品等の検査

県内で製造、流通している食品を対象に計 3,590 検体の試験検査を行いました。食品衛生法で定める規格基準の違反が 11 件(果実からの残留農薬基準違反等)あり、衛生規範に対する不適合が 42 件(主に生麺などのめん類からの細菌数超過等)ありました。これらの違反、不適合の再発防止のため、営業者に対し必要な改善指導等を行いました。食品中の放射性セシウムについての検査を 215 検体行いましたが、基準値を超えたものはありませんでした。

■ 食品等の一斉取締り

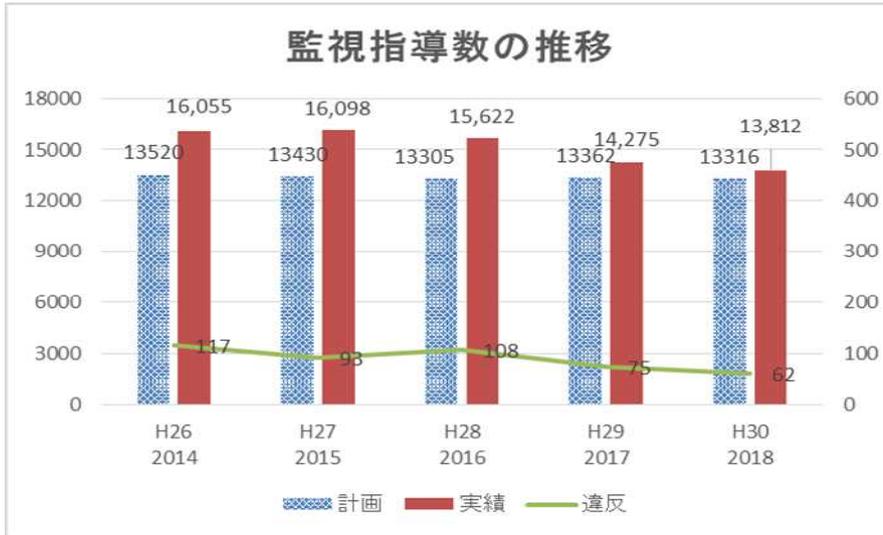
細菌性食中毒が多発する夏期(7,8月)、ノロウイルスによる食中毒が多発する年末(12月)の時期に、一斉監視指導を実施しました。(夏期:3,419件、年末:1,590件)

食中毒等の健康危害発生時の対応

- ◇ 県内(宇都宮市を除く)の食中毒の発生件数は 10 件で、昨年度から2件増加しました。患者数は 179 名であり、病因物質別ではノロウイルスが5件、カンピロバクター属菌が3件、ウェルシュ菌が1件、植物自然毒1件でした。
- ◇ 原因となった飲食店営業施設の営業者に対しては、原因究明の調査、被害拡大及び再発防止を指導し、消費者に対しては、速やかに情報を公表し、被害拡大防止及び注意喚起に努めました。

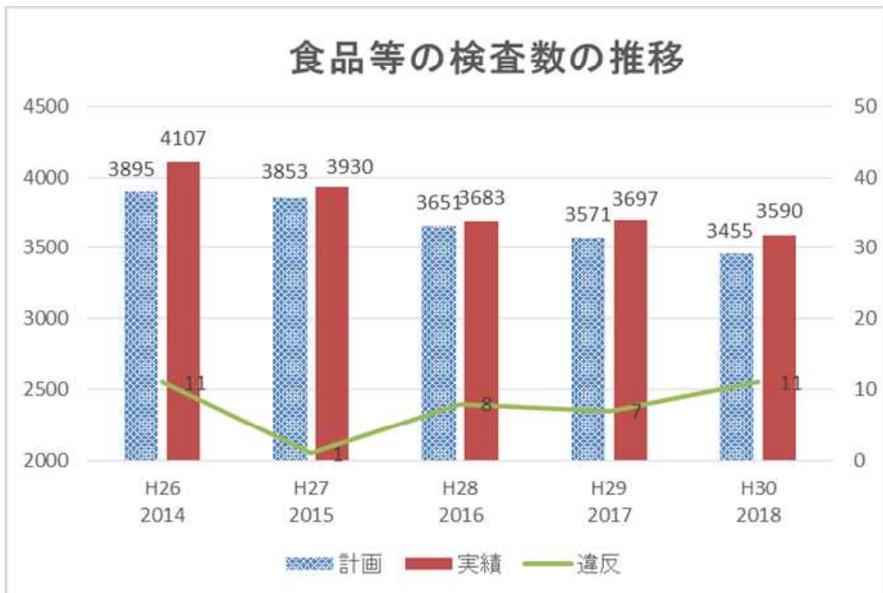
情報共有、食品衛生に係る人材の養成・資質の向上

- ◇ 食品関係従事者等を対象に衛生講習会等を 171 回開催し、10,882 名が参加しました。
- ◇ 消費者等を対象とした食中毒予防の講習会や県政出前講座、消費者の正しい理解の促進と意見交換の推進のための「とちぎ食品安全フォーラム」等を 23 回実施し、1,097 名が参加しました。
- ◇ 食品事業者の HACCP に対する取組を支援する人材の資質向上を目的として「HACCP アドバイザーフォローアップ研修会」を開催しました。



【事業者への監視指導について】

- ・ H30 年度：**計画達成**
(達成率：103.7%)
- ・ 計画達成率は概ね 100%～120%で推移。
- ・ 違反件数は概ね 100 件程度で推移。
(主な違反内容と対応)
使用水の残留塩素不足等



【食品等の検査について】

- ・ H30 年度：**計画達成**
(達成率：103.9%)
- ・ 違反は 11 件であった。
(主な違反内容と対応)
- ・ アイスクリーム及びアイスミルクからの大腸菌陽性
- ・ 氷菓からの細菌数超過
- ・ 魚肉ねり製品からの大腸菌群の検出
- ・ かんぴょうからの保存料使用基準超過
- ・ 果実からの残留農薬基準値超過
- ・ 漬物 1 件から腸管出血性大腸菌 O26 (VT+) が検出されました



【食中毒の発生について】

- ・ H30 年度食中毒件数は 10 件、患者数 179 人。(前年度比：事件数 2 件増、患者数 317 人減)
- ・ 過去 5 年間の食中毒件数：36 件のうち、ノロウイルスが 27 件 (75%) となっており、引き続きノロウイルス対策が重要となっている。
- ・ ノロウイルス以外の食中毒は、5 件以内で推移。